

「参加人意見書の提出について(13号)」の書き方

この「参加人意見書の提出について(13号)」は、国税通則法第95条第2項の規定に基づき、参加人が原処分庁から提出された答弁書、審査請求人から提出された反論書、原処分庁又は審査請求人から提出された意見書等に対する意見書を提出する場合に使用します。

- 1 代理人が提出される場合には、参加人の押印は必要ありません。
- 2 本文の「答弁書」、「反論書」、「原処分庁意見書」、「審査請求人意見書」、「原処分庁回答書」、「審査請求人回答書」又は「釈明書面」の記載については、不要な記載を二重線等で抹消してください。
- 3 意見の記載に当たっては、次葉を利用するか、又は適宜の用紙に記載してください。